D　prove to have the ability to rent the products concerned by themselves and by a third party, should the products requested through this notice be rent by a third party, prove to have prepared a system to provide maintenance for the rent products,

E　meet the qualification requirements which The Obligating Officer may Specify in accordance with Article 33 of the Regulation,

F　not be currently under a suspension of business order as instructed by The Obligating Officer.

(7)　Time limit of tender: 17:00　8 June, 2017

(8)　Contact point for the notice: Kozue Yoshizumi, Procurement Section, Accounting Division, Administrative Division, Japan Advanced Institute of Science and Technology, 1―1 Asahidai Nomi-shi Ishikawa 923―1292 Japan, TEL 0761―51―1109

○第３号

1　調達内容

(1)　品目分類番号　2

(2)　購入等件名及び数量　Ａ重油　ＪＩＳ　１種１号　378ＫＬ

(3)　調達件名の特質等　入札説明書による。

(4)　納入期間　平成29年７月１日から平成30年６月30日

(5)　納入場所　北陸先端科学技術大学院大学

(6)　入札方法　入札金額は、１ＫＬ当たりの単価を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の８パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2　競争参加資格

(1)　国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学会計事務取扱規則第31条及び第32条の規定に該当しない者であること。

(2)　国の競争参加資格（全省庁統一資格）において平成29年度に東海・北陸地域の「物品の販売」のＡ、Ｂ、Ｃ又はＤ等級に格付けされている者であること。なお、当該競争参加資格については、平成27年12月24日付け号外政府調達第240号の官報の競争参加者の資格に関する公示の別表に掲げる申請受付窓口において随時受け付けている。

(3)　国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学会計事務取扱規則第33条の規定に基づき、契約担当役が定める資格を有する者であること。

(4)　契約担当役から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

3　入札書の提出場所等

(1)　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒923―1292 石川県能美市旭台１－１　北陸先端科学技術大学院大学総務部会計課調達係長　吉住こずえ　電話0761―51―1105

(2)　入札説明書の交付方法　本公告の日から上記３(1)の交付場所にて交付する。

(3)　入札書の受領期限　平成29年６月12日17時00分

(4)　開札の日時及び場所　平成29年６月26日15時00分　北陸先端科学技術大学院大学産学官連携総合推進センター３階中会議室

4　その他

(1)　契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨。

(2)　入札保証金及び契約保証金　免除。

(3)　入札者に要求される事項　この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書に本公告に示した物品を納入できることを証明する書類を添付して入札書の受領期限までに提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当役から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4)　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他入札説明書による。

(5)　契約書作成の要否　要。

(6)　落札者の決定方法　本公告に示した物品を納入できると契約担当役が判断した入札者であって、国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学会計事務取扱規則第39条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7)　手続における交渉の有無　無。

(8)　その他　詳細は、入札説明書による。

5　Summary

(1)　Official in charge of disbursement of the procuring entity: Yasuhiro Komatsu, The Obligating Officer Director-General Trustee, Japan Advanced Institute of Science and Technology

(2)　Classification of the products to be procured: 2

(3)　Nature and quantity of the products to be purchased: Fuel oil JIS class No.1　378 KL

(4)　Delivery period: From 1 July, 2017 through 30 June, 2018

(5)　Delivery place: Japan Advanced Institute of Science and Technology

(6)　Qualifications for participating in the tendering procedures: Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall:

A　not come under Article 31 and 32 of the Regulation concerning the Contract for Japan Advanced Institute of Science and Technology,

B　have the Grade A, Grade B, Grade C or Grade D qualification during fiscal 2017 in the Tokai・Hokuriku area in sales of product for participating in tenders by Single qualification for every ministry and agency,

C　meet the qualification requirements which The Obligating Officer may Specify in accordance with Article 33 of the Regulation,

D　not be currently under a suspension of business order as instructed by The Obligating Officer.

(7)　Time limit of tender: 17:00　12 June, 2017

(8)　Contact point for the notice: Kozue Yoshizumi, Procurement Section, Accounting Division, Administrative Division, Japan Advanced Institute of Science and Technology, 1―1 Asahidai Nomi-shi Ishikawa 923―1292 Japan, TEL 0761―51―1105

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成29年４月17日

契約担当役

国立大学法人名古屋大学

財務担当理事　木村　彰吾

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　23

○第２号

1　調達内容

(1)　品目分類番号　15、28

(2)　購入等件名及び数量　機能強化棟　情報通信機器（有線）　一式

(3)　調達件名の特質等　入札説明書による。

(4)　納入期限　平成29年10月31日

(5)　納入場所　名古屋大学医学部附属病院

(6)　入札方法　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の８パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2　競争参加資格

(1)　国立大学法人名古屋大学の契約事務取扱細則第３条及び第４条の規定に該当しない者であること。